

平成 16 年 第 3 回

高森町議会臨時会会議録

平成 16 年 10 月 28 日 開会



高 森 町 議 会

1 0 月 2 8 日 (木)

平成16年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成16年10月28日

午後 1時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 甲斐 正一君

12番 三森 義高君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成16年10月28日

至 平成16年10月28日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
10月28日（木）	本会議	

日程第3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）

日程第4 議案第57号 阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更について

日程第5 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリセンター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午後1時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） こんにちは。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成16年第3回臨時議会を開くに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

さて、先の相次ぐ台風また地震等の災害発生で被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。私も町民の皆様が安心して暮らせるよう、知恵を出し、勇気を奮い起こして関係諸機関に対して早期復旧を訴え、その実現に全力を尽くす覚悟でございます。

次に、10月13日の日に議長及び企業等誘致特別委員会の皆様と法務省に出向き、矯正施設の設置に関する要望書を提出してまいりました。今後は、町政座談会などの場を設け、説明会を開き、町民の皆様のご理解を得るべく、努力をする予定でございますので、議員各位の皆様方のなお一層のご支援をよろしくお願いをいたします。

今時の臨時議会におきましては、承認1件と議案1件、合わせまして2件のご審議をお願いするわけでございます。何とぞ、よろしくご審議をいただきまして、ご承認またご決議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成16年第3回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 甲斐正一君、12番 三森義高君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日 10 月 28 日の 1 日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日に決定しました。

-----○-----

日程第 3 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第 3 承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） こんにちは。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専第 6 号で専決処分いたしました熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、平成 16 年 10 月 31 日で釈迦院ダム水道企業団が解散することに伴う数の減少と規約の一部変更です。

関係市町村同文議決であり、規約の施行日が 11 月 1 日からとなっており、早急に事務処理をする必要があり、専決処分をしたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号、専決処分の承

認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第57号 阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第57号、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第57号、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更についてご説明申し上げます。

広域市町村圏整備措置要綱に基づく広域市町村圏について、平成17年2月11日、上益城郡矢部町及び同郡清和村と阿蘇郡蘇陽町が合併、上益城郡山都町が設置されることになっております。3町村より県に対しまして、圏域の変更、要望がなされており、蘇陽町が圏域変更になることから、阿蘇広域市町村圏における一体的な振興整備を目的として設置してある阿蘇ふるさと市町村基金のうち、蘇陽町が出資相当額分を蘇陽町に対して財産処分する必要があり、規約の変更を行うものでございます。

この規約の改正につきましては、同文議決となっておりますので、よろしくお願いいたします

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

来年に各阿蘇郡内におきましても、町村合併がいくつかの町村によって行われようとしております。それで、今まで阿蘇12カ町村は阿蘇広域行政事務組合といたしまして、様々な生活関連の事務事業等をこの広域行政事務組合等でやってまいりましたが、今回合併の流れによって、当然、こういうふうに関約、条例の改正等もしていかなければならないと思います。

今、総務課長が言われました市町村圏の旧で言えばデザインセンターですね、そちらの方の出資金なんですけれども、様々な事業を今までされております。小国の町長さんを理事長として。しかしながら、全額使うということではなく、そのうちのいくらかは国債運用の方に充てていらっしゃる。そして、年間の活動費はその残った分でいろいろ事業をされていらっしゃるということなんです、なかなかその中

で漠然とした形で、抜けられるからということで、出資額はわかっておるんですけども、相当額となりますと、これはなかなか難しい問題が出てくると思いますけれども、そのあたりについて、相当額というところが漠然としすぎるような気がいたしますが、計算方法等について行なった案があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） この阿蘇ふるさと市町村圏基金といいますのは、12カ町村と県とが出資を行いまして、10億円の基金を積み立て、それによります利子によって、いろいろな事業が執り行われてきております。相当額分といいますのは、それぞれに出資されておりますけれども、その当時、交付税あたりで返還がなされておりましたので、そういった分で相当額という形になっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ふるさと市町村圏基金なんですけれども、旧デザインセンターですね、それは別かな。いろいろな事業を広域の方でされるんですが、事業のボリュームと申しますか、事業のかかるいろんな費用というのは、その町村ごとによって様々に違って来るわけですね。今回、特に、蘇陽町が抜けられるということで、広域行政事務組合に対して、負担金もいろいろ納めていらっしゃった。介護保険とか、広域事務についての負担金も納めていらっしゃる。広域消防についても納めていらっしゃるわけですね。それも含めて、今後、その相当額について、年度が変わる時ですから、戻す必要もないかなと思うんですが、そういうふうには還付する可能性が完璧に出てきているわけですね。今回の出資金の相当額についてもということなんですが、問題は、今回、この出資金なんです、先ほど、私が間違っていたデザインセンターの関連のやつ、あれが確か30億円ぐらいあったと思うんですね。あれの方の話し合いはどういうふうになっているんでしょうか。町村から確か10億円ぐらい出しておるんじゃないかな。県の方からも出ている。そして、合わせて30億円近くだったと思うんですが、それについても、おそらく蘇陽町に戻さなくちゃならないと思うんですが、それの方が金額が大きいと思うんですけども、そのあたりはどうなっているんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） デザインセンターの出資金につきましては、先ほど議員言われましたように、総額で30億円でございます。本町が出資しております額

が、手元に資料持っておりませんが、約1億4千数百万円だったと思います。この関係につきまして、私、幹事会等に出しておりますけれども、現在のところ、蘇陽町さんの方から脱退されるという表明は受けていないというふうに記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ふるさと市町村圏は要するに問題は阿蘇広域が、この基金の窓口となって、窓口、阿蘇広域を経由して、阿蘇デザインセンターの方にお金が行き渡っているわけですね。流れ的には、違いますか。でも、広域行政事務組合でデザインセンターの基金の分については、一度、予算を回っていた経緯があったと思うんですよね、当時は。だから、広域の方でも結構デザインセンターの基金の運用についての意見も出ておりましたが、ただ問題は、蘇陽町さんが上益城郡に行かれるわけですね。そうなってくると、阿蘇デザインセンターの方を脱退はされないとは言っていないかもしれませんが、後々は出てくると思うんですよね。その際には、またこういうふうな規定、要するに、規約の改正等がまた各項目ごとに随時、今から先、その都度、出てくるという形になってくるのでしょうか。今回は、たまたまこの出資金の返還とか、いろんな問題なんですけれども、その都度、その都度ということで、一遍にやるということはなかなかできないものだったんじゃないかな。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 一応、広域行政につきましては、現段階でいろいろな今後の詰め作業といいますか、そういった分については、計画がなされておりますけれども、そういったデザインセンターについては、まだ今のところ、広域の方との関連は出てきておりません。広域につきましては、数の減少、または規約の変更あたりが今後、南阿蘇村及び阿蘇市、そして蘇陽町が圏域が外れる分の規約改正あたりが12月の議会の方に提案させていただくような形で、今、広域の方で事務を進めております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 阿蘇12カ町村と申しましても、いろいろ規約改正の中で、新旧対照表を見られるとわかりますとおり、し尿汲み取りは蘇陽町は入っていないか、西原村辺りも許認可だけになっていたり、ゴミ収集についても、蘇陽町辺り入っていないかということで、それぞれ今まで12カ町村で全部の業務を全

部一緒にやっていたと皆さんは思っていらっしゃると思うんですが、違うんですね。ですから、そこあたりでもう合併をする期日がわかっているのであるならば、やはり早めにこういう作業等についてはやっていらっしゃらないと私はあとでいざ今までの出資金を返還するときに、返還額についての混雑が私は生まれてくるんじゃないかなと思うわけですね。RDF工場とか、リサイクルプラザ等については、蘇陽町さんは、要するに加入されていらっしゃらないから、それに対しての負担金の返納なんていうことは実際にはないわけなんですけど、ただ、問題は、デザインセンターだけは、今後、やっぱり元々の目的が阿蘇12カ町村、阿蘇郡内のいろんな観光とか、地域の振興等を目的にした基金でございますから、そうなってきた時に、私達が蘇陽町さんのことをどうのこうのという失礼になるんですけども、やっぱりこれも出てくる問題だと思うわけですね。ですから、やっぱり早めの規約改正、また、いろんな条例規則等の調整をやっておかないと、押し詰まってしまうから、一遍にどっとなされても、なかなか慎重な審議というものはやりづらいところが出てくるんじゃないかなと思っております。往々にして、広域の方の事務というのは、外に出る仕事も結構ありますから、事務的に進みが早いか遅いかという評価は避けたいと思っておりますけれども、幹事会等には総務課長等も出られますから、十分そのあたりについての経験を生かした意見等は広域の中でお話をさせていただきたいと、また、うちの方の広域の議会の方にも優秀な監査委員さんと優秀な長老の議員さんが出ていらっしゃいますから、それなりに中身の濃い議論をやっていただきたいと。来年にはそれぞれ町村が再編されますので、その際に、いろんな混雑が生じないように、広域を中心としていろんな混雑が生じないようにお願いをしておきたいと思っております。総務課長、よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件

- 議長（相馬俊行君） 日程第5 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布しておりますとおり決定し、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

- 議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時会に提案されました全議案議了いたしました。

なお、次期議会日程など運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会、企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

- 議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成16年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第3回臨時会

平成16年10月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111